

第4章 基本施策と取組み

第4章 基本施策と取組み

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

基本施策1 東広島版ネウボラの充実 **重点**

施策の目指す姿

全ての妊産婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、育児ができています。

妊娠から出産、子育ての時期において、切れ目なく、ワンストップで対応する“東広島版ネウボラ”の充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
1	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	<ul style="list-style-type: none"> 産科医協力の下、中高等教育において、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施します。また、若い世代が乳幼児と触れ合う機会を設け、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。 不妊・不育症に悩む夫婦を支援するため、一般不妊治療費と不育症の治療費を助成します。 生後4か月までの乳児家庭に対して、全戸訪問を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。 産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポートし、日帰り型、宿泊型及び訪問型産後ケアを行います。 生後8か月前後の子どもの発達の確認と、保護者の育児不安の解消を目的に、すくすく赤ちゃん相談会を実施します。 乳幼児健診の未受診家庭や乳幼児と保護者の心身の健康に関して支援が必要な家庭を訪問し、支援を行います。 マタニティ教室、パパママ教室、育児相談・育児教室などを開催し、育児不安の軽減を図ります。 	こども家庭課	拡充
2	ITやAIを活用した相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活スタイルやライフサイクルなど個々のニーズに応じて、ITやAIも活用した相談支援を行います。 	こども家庭課	新規

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
3	母子保健情報の一元管理	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健情報及び医療情報の一元管理により、母子の健康状態を把握します。 	こども家庭課	新規
4	子育て支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健機能を兼ね備えた子育て世代が集いやすい拠点を確保します。 	こども家庭課	新規
5	子育て情報提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援情報を一元的に管理するサイトを整理し、必要な人に、必要な時に、必要な情報を届けます。 	こども家庭課	拡充



基本施策2 子どもに関する医療体制の充実

施策の目指す姿

妊産婦や子どもが、必要な医療を受けることができる。

産科、周産期医療、小児医療の充実を図るため、医師が就業・定着しやすい環境づくりを支援するとともに、子どもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
6	子どもに関する医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 産科・周産期医療、小児医療の充実を図るため、産婦人科・小児科等の医師が診察しやすい環境整備を支援します。 	健康増進課	拡充
		<ul style="list-style-type: none"> 休日夜間の初期救急患者等のために、医師会と連携し、救急医療体制の充実を図ります。 		
7	適正な医療機関の受診についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> 適正な医療機関の受診について、乳幼児を持つ保護者への啓発を行います。 	健康増進課	拡充

基本施策3 子育て世帯の経済的負担の軽減

施策の目指す姿

子育て家庭の経済的負担が軽減されている。

子育てにかかる費用の負担を軽減するため、各種手当の支給や医療費等の助成を行います。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
8	乳幼児医療費、児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児等医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。 	こども家庭課	継続
9	妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用助成	<ul style="list-style-type: none"> すべての妊婦及び乳幼児が、必要な健診を受けることができるよう、妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用を助成します。 	こども家庭課	継続
10	ごみ指定袋の交付	<ul style="list-style-type: none"> 2歳未満の乳幼児に対して、紙おむつの排出に使用する指定袋の一部を現物給付します。 	廃棄物対策課	継続

基本目標 2 社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実

基本施策 1 児童虐待の予防と早期対応

重点

施策の目指す姿

すべての子どもの人権が尊重されている。

児童虐待の防止、早期発見・対応、保護・自立支援に至るまで、関係機関等と連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
11	児童虐待の予防	<ul style="list-style-type: none"> ●ペアレント・トレーニングを実施し、子育てに悩みを持つ親を対象として、養育能力の向上、孤立感の軽減、自尊感情の回復等を図ります。 ●親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）を実施し、第1子（0歳児）を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供します。 ●市独自のプログラムである「にこにこプログラム（第2子を持つ親子を対象とした子育て支援プログラム）」を地域子育て支援センターや地域すくすくサポートで実施します。 	こども家庭課	拡充

[BPプログラムの様子]



No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
12	児童虐待の防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を運営し、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。 ● 家庭児童相談室及び出産・育児サポートセンターすくすくと一体化を図る「子ども家庭総合支援拠点」の体制を充実させ、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を強化します。 ● 養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。 ● 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設との連携を進めるとともに、里親制度等を活用した新たな受け入れ態勢の整備を行います。 ● 児童虐待防止推進月間の啓発活動、児童虐待防止講座等により、児童虐待の防止に資する取組みを積極的に行います。 	こども家庭課	拡充
13	DV 被害者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● DV（配偶者等からの暴力）被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をします。 	こども家庭課	継続
14	人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待やいじめ等、子どもの人権に関する問題の解決に向けて、学校における人権教育を推進します。 	指導課	継続
15	子育て相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭児童相談室において、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）への対応を行います。 ● 家庭児童相談及びDV対応を担当する職員等が専門的知識及び技術の向上を図るため研修を受講し、専門的見地から対応できる人材の確保を図ります。 	こども家庭課	継続

基本施策2 障害のある子どもと家庭への支援の充実

施策の目指す姿

障害のある子どもとその家族が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

障害のある子どもの健やかな発達を支援し、住み慣れた地域で安心して生活し、学ぶことができるよう、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と整合性を図りながら、ライフステージを一貫して支援する総合的な取組みの充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
16	発達障害のある子どもや親への支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育て・障害総合支援センター（はあとふる）の体制を充実させ、発達障害のある子どもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、保育所（園）、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるようバックアップを行います。 地域イベントでポスター掲示等により、発達障害への理解について啓発活動を行います。 子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等に対し、共感的なサポートを行うペアレントメンター事業を推進します。 	障害福祉課 こども家庭課 指導課	拡充
17	発達障害等、障害のある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要な子どもについて、保育所（園）、幼稚園、放課後児童クラブでの受け入れ体制を整え、一人ひとりに必要な手立てを行った上で、健全な心身の発達を促します。 医療的ケアが必要な子どもについても、個々の障害に応じた総合的な支援体制の充実を目指します。 	障害福祉課 保育課 指導課	継続
18	障害のある子どもに対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会へ参加する事業所を増やし、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を通し、相談支援専門員の底上げを促進します。 	障害福祉課	拡充
19	障害のある子どもの経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 各種手当の給付、福祉助成券の交付、重度心身障害者医療費助成、特別支援教育就学奨励費支給等により、障害のある子どもやその家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。 	障害福祉課 学事課	継続

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
20	障害のある子どもに対する福祉サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅サービスでの生活をサポートする、障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）を実施します。 ● 補装用具の支給、日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障害がある子どもの在宅生活を支援します。 ● 障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を実施します。 	障害福祉課	継続
21	発達障害等、障害のある子どもへの就学支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害のある子ども等が、ライフステージ移行後も安心や信頼感を継続できるように、就学時の幼保小連携及び教育相談等を行います。 	保育課 指導課 障害福祉課	継続



基本施策3 貧困等、困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実

施策の目指す姿

すべての子どもが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができている。

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできるよう、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援を総合的に推進します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
22	ひとり親家庭の自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うことにより、ひとり親家庭の自立（就労）を支援し、制度の周知を図ります。 	こども家庭課	継続
		<ul style="list-style-type: none"> 住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者抽選において倍率を優遇します。 	住宅課	継続
23	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。 	こども家庭課	継続
24	子育て相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 児童青少年総合相談室において学校生活や子育てに関する保護者の相談業務を行います。 	青少年育成課	継続
		<ul style="list-style-type: none"> 小中学校においては、心のサポーターによる相談業務を行います。 		
25	生活困窮家庭の子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づき、家庭支援員を配置し、生活保護世帯等の子どもに対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学への助言などを実施します。 	社会福祉課	拡充
		<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯等の小中学生を対象に週1回、市内の公共施設等で大学生や教員OB等のボランティアスタッフによる集合型の学習支援を実施します。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮の状態にある子どもと家庭に対して、最低限度の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 就学援助制度により、生活困窮と認められる家庭の経済的負担の軽減を図り、就学機会の確保のための支援を行います。 	学事課	継続

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
26	関係機関の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困等、困難な状況にある子どもについて、必要な支援が受けられるよう、幼稚園、保育所及び学校等と支援機関が連携できる体制を充実させます。 	社会福祉課 保育課 青少年育成課	拡充



基本施策4 外国につながる子どもと家庭への支援の充実

施策の目指す姿

外国につながる子どもが、幼児期の教育・保育、学校教育を受けることができる。

海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子ども等、外国につながる子どもが言語や文化等の違いによらず円滑に教育・保育や子育て支援を利用することができるよう、また、学校教育を受けることができるよう支援を行います。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
27	外国につながる子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校と連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを推進します。 	政策推進監	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ● 生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行います。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ● 外国につながる子どもの個別対応のため、大学生や留学生とも連携・協力し、人材を確保するとともに、子どもや保護者への接し方について、保育士及び放課後児童支援員への研修を実施します。 	政策推進監 こども家庭課 保育課	拡充
		<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳機能を強化します。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ● 「東広島市立小・中学校ガイドブック」を作成し、本市の小中学校に転入学する児童生徒及び未就学児の保護者へ配布することで、日本の教育制度等への理解を促し、外国につながる子どもが学校教育を受けることができるよう支援します。 	保育課 学事課 指導課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国につながる子どもの実態を把握するとともに、関係機関と連携し、学校等へ通訳を派遣することで、特に就学時や進学時における保護者とのコミュニケーションを支援します。 	政策推進監 保育課 指導課	継続		

基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実

基本施策1 待機児童の解消 **重点**

施策の目指す姿

教育・保育、放課後児童クラブを必要とする家庭が、必要な時期に利用することができる。

本計画及び保育所適正配置基本構想に基づき、高まる保育ニーズを踏まえ、保育所(園)、幼稚園、認定こども園による教育・保育の充実を図り、待機児童の解消を図ります。

また、放課後子供教室や地域の活動と連携を図る等、放課後児童クラブの充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
28	施設型給付等による保育所(園)、幼稚園、認定こども園の充実	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付により、保育所(園)、幼稚園、認定こども園を充実させ、市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応できる体制を構築します。 幼保連携型認定こども園の普及を図ります。 地域型保育給付により、必要に応じて、小規模保育等の保育サービスを提供し、低年齢児の定員確保に努めます。 	保育課	継続
29	教育・保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。 	保育課	新規
30	保育人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 保育補助者等の活用や処遇改善等により、保育士等の労働環境を改善し、保育人材の確保を図ります。 ICTの活用による保育士の負担軽減を図ります。 	保育課	拡充
31	放課後の子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 共働き家庭等の児童が、放課後、安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童クラブを実施します。また、学校の空き教室等を活用し、施設整備を計画的に進め、対象児童の拡大等の新たな取組みを推進します。 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。 	保育課 青少年育成課	拡充

基本施策2 多様な保育事業の充実

施策の目指す姿

家庭の状況や多様な働き方に合わせて、多様な保育を利用することができる。

子どもを見てくれる人が身近にいない家庭等の状況や、保護者の多様な働き方に対応した保育事業の充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
32	利用者支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、放課後児童クラブ等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、地域子育て支援センターや地域すくすくサポート等で支援を行います。 	こども家庭課 保育課	継続
33	地域の子ども・子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育、一時保育、病児・病後児保育について、量の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図ります。 	保育課	継続
34	民間の預かりサービスとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 多様化する保育ニーズに対応するため、民間で実施している預かりサービスと連携する体制を構築します。 	こども家庭課	新規

基本施策3 働く女性の応援

施策の目指す姿

子育てをする母親、父親が仕事と子育ての両立ができている。

女性が結婚や出産、育児を理由に離職することなく、継続して就労することができるよう、企業側のワーク・ライフ・バランスの積極的な取り組みや職場意識の改革等への働きかけを行うとともに、働く女性を応援します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
35	男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 働く人が仕事と家庭を両立できるよう、企業などを対象とし、長時間労働の削減等の職場環境づくりに向けた意識啓発を行います。 	産業振興課 人権男女共同参画課	継続
		<ul style="list-style-type: none"> 男性の家事・育児等に関する理解を深め、参画を促進するため、広く情報提供や講座等を実施します。 	人権男女共同参画課	新規
36	働く女性の応援	<ul style="list-style-type: none"> より多くの企業が「働く側の個々の事情（育児・介護など）に応じた多様で柔軟な働き方」を導入できるよう、国等の支援制度の周知を行います。 	人権男女共同参画課 産業振興課	拡充
		<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク等と連携し、女性向けの就職相談会を開催し、同時に子どもの保育サービスに関する相談も実施します。 	保育課 産業振興課	拡充
		<ul style="list-style-type: none"> 地域すくすくサポート等の身近な場所で就業に関する出張相談会を実施します。 	こども家庭課 産業振興課	新規



基本目標 4 地域の子育て支援力の強化

基本施策 1 地域における子育て支援の充実

施策の目指す姿

子どもと子育て家庭が、地域とつながり合い、必要な支援を受けながら、安心して子育てができています。

地域の子育て機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
37	地域すくすくサポートでの子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する相談や情報交換をし、気軽に集える場所として日常生活圏域に設置した地域すくすくサポートにおいて、地域人材による子育て支援や、妊娠期からのサービスを充実させます。 	こども家庭課	拡充
38	地域子育て支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> 多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、地域の子育て関連情報を提供するとともに、保護者同士のつながりづくりや関係機関との連携を強化します。 子育て負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に未就園児とその親が気軽に集い、同年代又は多世代間の交流を図る場を提供します。 	保育課	継続
39	児童館の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの心身の健康を増進し、情操の豊かな人間形成を図るため、地域と連携し、0歳から18歳未満の子どもに健全な遊びを提供します。 児童館の活動やイベント等について、広報紙やホームページ等を活用して広く周知し、児童館の利用促進を図ります。 	保育課	継続
40	保育所(園)における子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 園庭開放を充実させ、地域との交流を推進します。 各保育所(園)に配置している「保育コーディネーター」を中心に、支援が必要な子どもや家庭の相談に応じ、情報提供や関係機関と連携した支援を行います。 出前講座制度等を活用し、地域における子育て支援を推進します。 	保育課	継続

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
41	ファミリー・サポート・センターの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、子どもの送迎（保育所（園）、幼稚園、小学校等）、子どもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。 地域すくすくサポートとの連携体制を構築し、各地域拠点において情報提供や会員登録の案内、マッチングができる体制を整備します。 	こども家庭課	継続
42	若い世代のボランティア活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 保育所（園）等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。 	保育課	継続
43	市民協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティや NPO 等の各種団体など、多様な主体が協力・連携してまちづくりに取り組む、市民協働のまちづくりを推進します。 	地域づくり推進課	継続
44	子どもの健康・体力づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康・体力づくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに行事を開催します。 	スポーツ振興課	継続
45	地域の活力を活かした子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 学校や地域ボランティアの協力を得て、放課後子供教室を実施し、スポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を行います。 	青少年育成課	継続

[ファミリー・サポート・センター事前研修会の様子]



基本施策2 子育て支援のネットワークの構築

施策の目指す姿

地域の子育て支援者・団体と地域の子育て支援機関等が連携し、地域の実情に応じた子育て支援ができています。

地域の関係機関や各種活動団体が子育ての情報を共有しながら、効率的・効果的な活動ができるよう、関係機関のネットワーク化を更に促進します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
46	地域での妊娠・出産・育児に対する意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域の中で相談できたり、互いに助け合えたりできるような子育て環境を創出するために、地域での妊娠・出産・育児に対するポジティブな意識を醸成します。 	こども家庭課	継続
47	基幹型子育て支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域における子育て支援の中核施設として、「基幹型子育て支援センター」を運営し、相談業務のほか、相談機関相互の連絡調整を行います。また、子育てイベント等の情報をSNSを活用して発信します。 子育てサポーターを育成し、地域の子育てに関する相談・支援を行います。 	こども家庭課	拡充
48	子育て支援者のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 基幹型子育て支援センターが主催する各種会議の開催等により、子育て支援関係機関の連携強化を図るとともに、子育て支援者を対象とした研修を実施し、保育士等の資質向上に取り組みます。 	こども家庭課	拡充
49	子育て当事者のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センターなど、子育てに対する負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、子育てサークル・子育てサロンを支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。 	こども家庭課	継続

基本施策3 子どもの安全・安心の確保

施策の目指す姿

子どもと子育て家庭が、住み慣れた地域で、快適に安心して暮らすことができる。

関係機関・団体、地域住民との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検を行うなど、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
50	子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代向けの賃貸住宅(ひだまりハウス)を提供し、子育て世帯の良好な居住環境の確保と定住の促進を図ります。 	保育課	継続
51	安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各保育所・小中学校等において、児童生徒を対象とした教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室を開催します。 	保育課 指導課	継続
		<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践するよう啓発活動を行います。 通学時等の歩行や自転車の乗り方などについて啓発を行うため、市内の小中学校をはじめ、幼稚園・保育所(園)等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣し交通安全教室を実施します。 	危機管理課	継続
52	子どもの安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関の協議調整の場として、「通学路安全検討会議」を開催し、危険箇所等の改善を図ります。 	教育総務課	継続

[交通安全教室の様子]



基本目標 5 次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進

基本施策 1 乳幼児期における教育・保育の質の向上

重点

施策の目指す姿

就学前の子どもが質の高い教育を受けることができる。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、子ども一人ひとりの育ちを大切にした保育の質や幼児教育の充実を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえて認定こども園、幼稚園、保育所（園）と小学校の連携を強化します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
53	幼保小連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 幼保小の接続を見通したカリキュラムを編成するため、幼稚園、保育所（園）、小学校等の関係者が定期的に意見交換等を行う交流・連携の場を充実させます。 	保育課 指導課	継続
54	保育・幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの豊かな体験をはぐくむ教育・保育環境を構築し、保育施設の魅力向上を図ります。 安心して子どもを預けられる保育所（園）・幼稚園を目指し、保育士、幼稚園教諭の研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めます。 	保育課 指導課	拡充

[自然体験を取り入れた保育の様子]



基本施策2 親の子育て力の向上

施策の目指す姿

子育てを通じて大きな喜びや生きがいを感じながら、親が親として成長できている。

子どもの成長における家庭の重要性についての意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持ち子育てができるよう、子育てにかかわる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
55	家庭教育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て支援センター等において、親が子育てを学ぶ場を講座等により提供します。 	保育課	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ● 「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、子どもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催します。また、進行役を務めるファシリテーターを養成し、家庭教育を支援します。 	生涯学習課	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習まちづくり出前講座や生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供します。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て講座を実施し、共通体験を通して、親子のふれあいのきっかけをつくとともに、子どもの興味や関心についての理解を深める機会を提供します。 	青少年育成課	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児を持つ保護者に対して、医療従事者による「いきいき子育て講座」を実施し、家庭看護力の醸成を図ります。 	こども家庭課	拡充
		<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期からの言葉がけの大切さを伝える「ブックデビュー講座」を、市民と協働し、実施します。 	生涯学習課 こども家庭課	新規

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
56	読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 本に親しむために、読書活動の啓発や本の紹介、本の読み聞かせ活動などを行い、子どもが本と出会う機会を提供します。 	生涯学習課 こども家庭課 保育課 指導課	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ● 主体的な読書活動の推進のため、本を活用する力の育成や、日頃の読書の成果を発信する機会を提供します。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ● 蔵書の充実や、司書やボランティアの充実など、子どもの読書活動の推進のための環境整備を行います。 		
57	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● アレルギー等健康問題について、継続的な普及啓発を行います。 	健康増進課 こども家庭課	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ● 離乳食教室（モグモグ教室）や母子栄養相談事業（親子クッキング教室）の実施などにより、保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。 	こども家庭課	拡充
		<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所（園）や幼稚園において、給食の提供等を通じて食の大切さについて啓発します。 	保育課	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者への給食だよりの発行や、市民を対象とした食育フェア等の開催により、食の大切さについて啓発します。 	学事課 指導課	継続

[モグモグ教室の様子]



[親子クッキングの様子]

